

大正廿一年九月二十六日

別文書案件

26年9月26日
號號淨書決裁發送
校合

(電波廳)

文書課長了

法規經濟了 法規了

庶務了

電波廳

部長

本省

課長

係長

文書課長了

審議室長了

益了
政務次官了
事務次官了
長官了

内閣總理大臣了

内閣官房次官了

人事局長了

監理府事務官了

電波監理委員会設置法案について

電波監理委員会設置法案（別冊）を第六国会に提出方取り選びの

こといたしたい。

参考

本法案中内閣及び内閣総理大臣の権限等閣議の規定事項
一、總理府の外局として電波監理委員会を置く。（二条）

一、委員会は委員長一人及び委員六人をもつて組織し、委員長
は國務大臣をもつて充てる。（三条）

一、委員は兩議院の同意を得て總理大臣が任命する。（閣会又は
解散のため國会の同意を得うやうやしくは、任命後最初の國会に
おいて同意を求める。）（五条）

一、委員のうち四人以上の者が同一政黨に属すこととなつた場合は三人を
超える員数（委員長、又は委員を含む）の場合は四人以上か同様の場合になつた
ときは二人を超える員数の委員は總理大臣が兩議院の同意を
得て罷免する。又心身の故障のある委員、非行があつた委員
は總理大臣が兩院の同意を得て罷免する。（十一条）

一、兩議院の同意を得て日本放送協会に対する委員会は認可
を与えることができる。（十五条の四十九）

裏面白紙

一 委員会は重要決定事項をその都度総理大臣へ報告する。委員会は毎年一回重要決定事項を総理大臣を経由して国会に報告する。委員会が必要と認めた場合、國会の要求があつた場合も同様とする。

(十七条)

一 内閣は、総理大臣の請求があつたときは委員会の議決を再審議しその意見を附して委員会の再議に附すことができる。この場合は内閣は、委員会の意見を充分に考慮しなければならぬ。委員会は再議決を行なう場合は内閣の意見を尊重しなければならぬ。委員会が再議決を行はず、又は内閣の意見を尊重しなければならぬ場合は、総理大臣は委員会の議決し尊重して再議決を行わないときは、総理大臣は委員会の議決した事項の全部又は一部を変更し得る。

(十八条)

一 総理大臣はこの法律施行前は委員長及び委員となるべき者を指名し、委員については任期を定める。

(附則二の二及び三)

電波監理委員会の機構概要

現在電氣通信省の外局下の電波庁（職員定員三八〇人）を次のとおりの機構に改め總理府の外局として設置する。

(委員会)

(事務局)

(官房)

委員長一委員
（國務大臣）
（六人）
（電波管理長官）

法規經濟部
施設監督部
電波部

地方支分部局

関東電波管理局外九局

電波技術審議会
附屬機關
電波觀測所
職員訓練所

昭和二十四年九月二十一日

電波監理委員会設置法案

電
波
廳

(この法律の目的)

第一條 この法律は、電波監理委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 電波を規制し、その公平且つ能率的な利用を図るとともに、放送が公共の福祉に適合して行われることを確保するため、國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、電波監理委員会を設置する。

（電波監理委員会の組織）

第三條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

2 電波監理委員会の長は、委員長とし、國務大臣をもつて充てる。
（委員長）

第四條 委員長は、電波監理委員会の会務を総理し、電波監理委員会を代表する。

2 委員長事故あるとき又は欠員のとき前項に掲げる委員長の職務を行わせるため、副委員長一人を置く。

3 副委員長は、委員のうちから互選した者について委員長が任命する。

4 電波監理委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長及び副委員長共に事故ある場合に、第一項に掲げる委員長の職務を行う者を定めておかなければならぬ。

（委員の任命）

第五條 委員は、公共の利益に關して公正な判断をすることができ、且つ、廣い経験と知識とを有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國会の

閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁（第一は後述は昭和二十一年法律第号）以上（第一は後述は昭和二十一年法律第号）の刑に処せられた者又は電波法（昭和二十一年法律第号）第九章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 三 國家公務員であつて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 國會議員

五 政黨の役員（任命の日以前一年間に於いてこれに該当した者を含む。）

六 無線設備若しくはその機器の製造、販売若しくは工事の業者、

放送事業者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはその事業株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間に於いてこれらに該当した者を含む。）

七 前号に掲げる事業者の團体の役員（任命の日以前一年間に於いてこれらに該当した者を含む。）

八 委員の任命については、委員長を含み、そのうちの四人以上が同一の政黨に属する者となることとなつてはならない。

（宣誓及び服務）

第六條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、國家公務員法第六條第一項に規定する宣誓に準ずる宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

2 國家公務員法第九十六條、第九十八條から第一百二條まで及び第一百五條の規定は、委員に準用する。

(兼職の禁止)

第七條 委員は、営利を目的とする團体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。

(任期)

第八條 委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(退職)

第九條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第五條第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつた場合

二 第五條第三項各号の一に該当するに至つた場合

(罷免)

第十條 委員のうち四人以上の者が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者の中三人を超える員数の委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、これを罷免する。委員長及び委員を合わせ四人以上の者が同一の政党に所属するに至つた場合においては、二人を超える員数の委員を同様に罷免する。

2 委員が左の各号の一に該当するときは、内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、これを罷免する。

一 職務の遂行に~~たたかね~~心身の故障がある場合
二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合

(報酬)

第十一條 委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の報酬よりも高く、國務大臣のほうよりも低い額の範囲内の報酬を受ける。

(電波監理委員会の運営手続)

第十二條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第五條第三項第六号及び第七号に掲げる職につけてはならない。

(会議及び手續)

第十三條 電波監理委員会が第十四條に掲げる事務を行うには、本條に定める会議の開設によらなければならない。

2 電波監理委員会の会議は、委員長及び三八以上の委員の出席を得なければ、開催を期す、該次であることがで言え。

3 電波監理委員会の開催は、監事の出席の場合は、議事録として記録しておかなければならぬ。この記録は、電波監理委員会の定める手続により、公衆の閲覽のために公開されなければならない。

5 前項の規定により電波監理委員会が定めた手続は、官報で公示する。

6 前四項に定めるものの外、電波監理委員会の会議の議事に關し必要な事項は、電波監理委員会が定める。

(電波監理委員会の所掌事務)

第十四條 電波監理委員会は、左に掲げる事項並びに電波及び放送の規律に関する法律の制定によりその所掌に與せしめられた事項その他電波の規律へ放送に關するものを含む。)に關する國の一切の事務をつかさどる。

一 電波行政の大の方策の決定へ放送に關するものを含む。(一)

二 電波の管理に関する國際的及び地域的な締約、規則及び協定の立案へ放送に關するものを含む。(一)

三 電波の規律に関する法令の立案及び電波監理委員会規則の制定へ放送に關するものを含む。(一)

四 電波監理委員会の処分に対する異議の申立ての審理

(電波監理委員会の権限)

第十五條 電波監理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律へ法律に基く命令を含む。に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二 収入金を徵収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所、業務施設及び研究施設等

を設置し、建設~~し~~及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、研究用資材及び事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要を施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び有

償又は無償で頒布すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措

置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 電波監理委員会の公印を制定すること。

十三 職員を訓練すること。

十四 所掌事務に關し、損害を賠償し、又は損害の賠償を受け、並

びに損失を補償し、又は損失の補償を受けること。

十五 所掌事務に係る公益法人その他の團体につき、許可若しくは

認可を與え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十六 所掌事務に關し、届出をさせ、報告を徵し、又は必要な命令をすること。

十七 電波の利用に関する業界、科学及び技術に関する会議、研究会、討論会、展覧会その他の催しを主催し、若しくは援助すること。

十八 電波の利用に関する業務、科学及び技術に関する功労があり、又は優秀な成果を挙げた個人若しくは団体を表彰すること。

十九 政府機関、個人又は会社その他の団体の無線設備の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及びその実施を監督すること。

二十 無線設備の機器の削当をすること。

二十一 無線局並びに無線通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を関係政府機関から提出させること。

二十二 所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をすること。

二十三 所掌事務を遂行するに必要な電波の利用に関する業務及び技術に関する研究及び調査を部外の研究機関に委託すること。

二十四 機器物品及び素材を購入するにあたり、その納入検査を電波監理委員会で行うこと不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

二十五 所掌事務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十六 電波の管理に関する国際的取扱いを調査し、及び締結すると並びに電波管理行政主管廳として国際電気通信連合及び外國の

政府若しくは諸機関と連絡交渉すること。

二十七 政府機関、個人又は会社その他の団体によつて所有される無線設備及び無線局の建設、設置又は選用に対する申請を許可すること。

二十八 無線局を規律し、検査し、及び監督すること。
違法電波又は通信の規正について指示し、その他電波を

本規範すること。

二十九 電波を統制し、監視し、規範すること。

三十 無線局の免許人の同意を得て、無線局に職員を駐在させて差し手の事務を行ふこと。

射電波を監視し、並びに放送法の規定又は通則の規定について指未させること。

三十一 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を放送すること。

三十二 無線設備の技術基準を定めること。

三十三 無線設備の機器の型式検定をすること（委託によるものを含む。）。

三十四 無線從事者の資格を定め、資格検定をし、及び無線從事者免許を與えること。

三十五 無線從事者免許を取消し、又は停止すること。

三十六 委託により、無線設備及びその機器の検査又は較正を行うこと。

三十七 委託により、周波数を測定し、その結果を通知すること。

三十八 無線局免許の有効期間を定めること。

三十九 放送法の規定により日本放送協会及びその他の放送事業者を監督し、所要の通告を行うこと。

四十 放送法第三十九條の規定により両院の同意を得て、日本放送協会に至し認可を與えること。

四十一 放送用受信機器の修理業者の配置、業務状況につき調査すること。

四十二 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、電波監理委員会に属させられた権限

（規則の制定）

第十六條 電波監理委員会は、その所掌に属させられた事務を実施するため、法律の規定に従い、電波監理委員会規則を制定することができる。

（報告）

第十七條 電波監理委員会は、第十四條第一号から第三号までの事項

及びその他重要な事項について決定した事項を、その都度内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 電波監理委員会は、毎年一回前項に掲げる決定事項につき、内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない。電波監理委員会が必要と認めた場合又は国会の要求があつた場合も同様とする。

(内閣との関係)

第十八條 内閣は、内閣総理大臣の請求があつたときは、電波監理委員会の議決へ電波法第七章に定める異議の申立てに関する電波監理委員会の決定を除く。)を再審議し、その意見を附して、電波監理委員会の再議に附することができる。この場合において、内閣は、委員の意見を充分に考慮しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項に定めるところにより再議決を行う場合には、前項の内閣の意見を充分に尊重しなければならない。

3 前各項の場合において、電波監理委員会が再議決を行わず、又は

第一項の内閣の意見を尊重して再議決を行わないときは、内閣総理大臣は、第一項の電波監理委員会の議決した事項の全部又は一部を変更することができる。

(審理官)

第十九條 電波法第七章に定める審理を公平に行うため、電波監理委員会に審理官五人以内を置く。

2 審理官は、電波監理委員会から附託せられた事案の審理を主宰し、審理の結果に基き、^{意見書}自己の判断を電波監理委員会に勧告する。

3 審理官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する。罷免するときも、同様とする。

(事務局)

第二十條 電波監理委員会の事務局として電波管理總局を置く。

2 電波管理總局の長は、電波監理長官とする。電波監理長官は、電波監理委員会の指揮監督を受け、局務を統理する。

3 電波監理長官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する。
4 電波監理委員会は、第十四條各号に掲げる事項に関するものを除き、その権限の一部を、電波管理總局に行わせることができることとする。

(内部部局)

第二十一條 電波管理總局に、官房及び左の三部を置く。

法規經濟部
施設監督部

電波部

(官房の事務)

第二十二條 官房においては、電波監理委員会の所掌事務に関し、左に

掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

四 総合調整すること。

五 無線局の免許（予備免許を含む。）並びに無線局を公衆通信の用に供せることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波監理長官に提出すること。

六 部局の設置及び廃止に関すること。

七 審理官の庶務に関すること。

八 國会との連絡に関する事項並びに國会に対する報告書を取りまとめるうこと。

九 渉外事務に関する事項。

- 十一 監察を行うこと。
- 十二 周知報道に關すること。
- 十三 政府機關、個人又は会社その他の團体の無線設備の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及びその実施を監督すること。
- 十四 個人又は会社その他の團体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。
- 十五 所掌事務に關する統計の作製及び資料の收集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 十六 職員の訓練計画を設定し、及び訓練の実施を管理すること。
- 十七 訓練施設を設置し、及び管理すること。
- 十八 職員の定員、職階、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する團体との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を処理すること。
- 十九、職員の厚生、保健及び教養に關すること並びに職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。
- 二十 予算案を作成し、及び成立予算の実行計画を設定し、並びに実行予算の実施を監視すること。
- 二十一 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び会計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。
- 二十二 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。
- 二十三 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
- 二十四 國有財産を管理すること。
- 二十五 不用財産を処分すること。
- 二十六 所掌事務に關し、損害を賠償し、又は損害の賠償を受け、並びに損失を補償し、又は損失の補償を受けること。
- 二十七 他の部局の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

第二十三條 法規經濟部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線局及び回線の免許、呼出符号の指定等電波の管理に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に關すること。
- 二 電波監理委員会の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波の管理に關する國際的委員会、連合會議その他の類似の會議に代表者を派遣すること。

三 電波の管理に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。

四 無線從事者の資格及び免許に關すること。

五 無線局の免許（予備免許を含む。）並びに免許された無線局について法律的、經濟的及び社會的な審査を行うこと。

六 電波法附則第 六項の規定に基き、無線局を公衆通信の用に供することについて、法律的、經濟的及び社會的な審査を行うこと。

日本放送協会及び

その他の關係

電波に關する公益法人の許可及び監督に關すること。
前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關すること。

九十八條 経済的及び社會的な事務を處理すること。

(施設監督部の事務)

第二十四條 施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 無線局の免許（予備免許を含む。）について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。
- 二 無線局を分類し、その業務を定めること。
- 三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線局の運用に關する條件を定めること。
- 四 電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に從い無線局の免許、廢止等に關し國際周波數登録委員会に対し通告その他連絡をすること。
- 五 無線局の規律、検査及び監督に關すること。

六 著為法附則第三項の規定に基き、無線局を公衆通信の用に供する事について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関し技術及び

運用部面の事務を処理すること。

(電波部の事務)

第二十五條 電波部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電波監理委員会の所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に關する研究及び調査をし、又はこれを外部の研究機関に委託すること。
- 二 前條第三号の規定による指定のために、周波数を選定すること。

- 三 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を放送すること。
- 四 無線設備の機器及び測定法の技術基準を定め、並びに^{無線設備の機器}音の型式検定すること。

- 五 電波の傳ばん状況を予報し、及び電波傳ばんの異常に關して警報を発すること。

（はつて指示）

- 六 電波を監視し、及び規正すること。

セ、免許を受けないで施設した無線局を探査すること。

ハ、電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に關し、國際電波監視機関との連絡及び資料の交換を行うこと。

ナ、無線用水晶片^及周波数測定器具^及その他無線用測定器を較正すること。

十一 電波監理委員会の所掌事務を遂行するに必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

（地方支部分局）

十二 第二十六條 電波管理總局の地方支部分局として、地方電波管理局を置く。

十三 地方電波管理局の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

九 國際通信諮詢委員会との連絡及び資料の交換を行ふこと。

2

名 称	位 置	管 辖 区 域
関東電波管理局	東京都	
信越電波管理局	長野市	
東海電波管理局	名古屋市	愛知縣 山梨縣
北陸電波管理局	金沢市	石川縣 福井縣
近畿電波管理局	大阪市	大阪府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
中國電波管理局	廣島市	廣島縣 德島縣 香川縣 高知縣
四國電波管理局	松本市	熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣 肥兒
九州電波管理局	福岡市	鹿兒島縣 熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣 肥兒
東北電波管理局	仙台市	宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣
北海道電波管理局	札幌市	北海道

3 地方電波管理局は、電波管理総局の事務の一部を分掌するものとし、

その範囲は政令で定める。

4 電波の監視及び規正並びに干渉を受けないで施設した無線局を探査することについて、第二項の管轄区域にかかわらず、電波監理委員会が別段の定めをすることができる。

5 地方電波管理局の内部組織は、電波監理委員会規則で定める。
6 電波管理委員会は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、電波監視局及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電波監理委員会規則で定める。

(電波監視官)

2 第二十七條 無線局が免許を受けないで施設されることを防止するため、電波管理総局に電波監視官百人以内を置く。

2 電波監視官は、電波監理委員会の職員のうちから、電波監理長官が命ずる。

3 電波監視官は、免許を受けたてで施設された無線局若しくはその疑いのある無線局を捜査するため、左に掲げる権限を有する。

一 免許を受けないで施設された疑いのある無線局に臨検すること。

二 免許を受けないで施設された疑いのある設備を捜索し、被疑物件を押収し、又は差押えること。

三 免許を受けたてで無線局を施設した疑いのある者を尋問し、被疑事項について調査を行ひ、収取書を作成し、又は必舉のある場合は始末書を設すること。

四 必舉のある場合に告訴すること。

五 裁判所に對し、その名前もつて捜索許可状を請求し、並びに執行すること。

六 捜索許可狀の執行について必要のある場合は、司法警察職員に補助を求めること。

七 電波監視官は、執行を行うにあたつては、その身分を示す証票を

携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(附屬機関)

第二十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、電波管理監局の附屬機関として置かれるものとし、その設立の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
電波技術審議会	電波監理長官の諮詢に應じて、電波の技術範囲する事項について、調査審議すること。
電波測定所	電波管理監局の業務を行うに必要な電波傳ばんの測定及び研究を行うこと。
職員訓練所	電波管理監局の職員の訓練を行うこと。

2 電波技術審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

3 電波監理所及び職員訓練所の名稱、位置及び内部組織等、電波監理委員会規則で定める。

(職員)

第二十九條 電波監理委員会に属する職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項について、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第三十條 電波監理委員会に属する職員の定員は、別に法律で定める。

(私企業からの漏泄違反の行為)

第三十一條 第七条第一項第十二條の規定に違反して、営利企業の地位についた者又は第五条第三項第六号若しくは第七号に掲げる者についた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、電波法施行の日から施行する。但し、附則第二項の二の規定は、公布の日から施行する。

2 法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めのある場合を除くの外、從前の電波廳の機關及び職員は、この法律に基く相当の機關及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

3 前項により指名された委員長及び委員となるべき者は、この法律施行の時において、この法律の規定により委員長及び委員に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、第八條第一項の規定にかかるわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

第二條中左の二を改める。

第十二号削除。

第十三号削除。

第十四号削除。

第四條中第一項第三号を削り、第三号を第二号とする。

第五條中大の二を改める。

第十四号の二中「電氣通信施設」であるのを「電氣通信施設」無線設備を除く。」に改める。

第十四号の三中「電氣通信機械」であるのを「電氣通信機械」無線設備の機器を除く。」に改める。

第十四号の四中「電氣通信業務」であるのを「電氣通信施設」無線通信業務を除く。」に改め、「電氣通信用」であるのを「電氣通信設備を除く。」に改め、「電氣通信用」であるのを「電氣通信施設」無線通信業務を除く。」に改める。

の外、從前の電波廳の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

最初に任命される委員の任期は第八條第一項の規定にかかわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、それそれ一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

〔電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。〕

目次のうち、第三章中「外局へ第二十九條（第四十四條）」にあるのを「外局へ第三十九條（第四十、四條）」に改め、「第一節電波廳（第三十條（第三十八條））」及び「第二節航空保安廳（第三十九條（第四十四條））」を削る。

第二條中左のをとり改める。

〔第十二号削除。〕

〔第十三号削除。〕

〔第十四号削除。〕

第三條中第一項第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五條中左のをとり改める。

〔第十四号の二、中「電氣通信施設」であるのを「電氣通信機械」無線設備を除く。〕に改める。

〔第十四号の三中「電氣通信機械」であるのを「電氣通信業務」無線設備の機器を除く。〕に改める。

〔第十四号の四中「電氣通信業務」であるのを「電氣通信業務」無線通信業務を除く。〕に改める。

〔第十四号の五中「電氣通信施設」であるのを「電氣通信施設」無線設備を除く。〕に改め、「電氣通信用」であるのを「電

氣通信用（無線通信用を除く。）」に改める。

第十八号中「（第九号、第三十五條第一号）」「第九号」に改める。

第二十号中「電氣通信業務、電波管理業務」あるのを「電氣通信業務」に改める。

第二十三号中「電氣通信設備」あるのを「電氣通信設備（無線設備を除く。）」に改める。

第二十四号から第三十二号までを削り、第三十三号を第二十四号とする。

第九條中左のとおり改める。

第十一号の二中「電氣通信施設」あるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改める。

第十一号の三中「電氣通信機械」あるのを「電氣通信機械（無線設備を除く。）」に改める。

第十一号の四中「電氣通信業務」あるのを「電氣通信業務（無線

通信業務を除く。）」に改める。

第十一号の五中「電氣通信施設」あるのを「電氣通信施設（無線設備を除く。）」に改め、「電氣通信用」あるのを「電氣通信用（無線通信用を除く。）」に改める。

第十一條第八号中但し書を削る。

第十二條第五号中「無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六條」さあるのを「電波法（昭和三〇年法律第 号）第六條」に改める。

第十五号中左のとおり改める。

第八号中「電波廳及び」を削る。

第九号中「電波廳及び」を削る。

第十六号中左のとおり改める。

第十五号中但し書を削る。

第十六号中「電波廳」を削る。

第二十四條第二十号中「電波廳及び」を削る。

第三章中左のとおり改める。

第二十九條中「電波廳」を削る。

「第一節電波廳」を削る。

第三十條から第三十八條までの各條削除。

「第二節航空保安廳」を削る。

第四十五條中「電波技術審議会」及び「電波統測所」を削る。

第四十六條第二項中「（電波技術審議会に詮問する事項を除く。）」を削る。

第四十六條の三を削る。

第五十九條削除。

第五十條中「電氣通信調整審議会及び電波技術審議会」のあるのを「及び電氣通信調整審議会」に改める。

第五十四條中「電氣通信大臣、電波監理長官」のあるのを「電氣通信大臣」に改める。

大臣」を改め、「地方機關、附屬機關及び地方支部分局」のあるのを「地方機關及び附屬機關」に改める。⁵

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「外國為替管理委員会」の次に「電波監理委員会」を加える。

第十八條中

外國為替管理委員会（外國為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号））

の次に

を加える。

電波監理委員会

（電波監理委員會設置法
昭和二十四年法律第
号）

行政機関職員法（昭和二十一年法律第二百二十六号）の一部を
次のように改正する。

第二條中

行政機関の名分	定員	備考
本府	三二六〇人	
統計委員会	三二六〇人	
公正取引委員会	三二六〇人	
全國選舉管理委員会	三二六〇人	
國家公債審査委員会	三二六〇人	
國家地方検査委員会	三二六〇人	
國家消防委員会	三二六〇人	
外國通商審査委員会	三二六〇人	
水産検査委員会	三二六〇人	
官内廳	三二六〇人	
郵便監理課	三二六〇人	
本府	三二六〇人	
統計委員会	三二六〇人	
公正取引委員会	三二六〇人	
全國選舉管理委員会	三二六〇人	
國家公債審査委員会	三二六〇人	
國家地方検査委員会	三二六〇人	
國家消防委員会	三二六〇人	
外國通商審査委員会	三二六〇人	
水産検査委員会	三二六〇人	
官内廳	三二六〇人	
郵便監理課	三二六〇人	

三二六〇〇〇人は警察官とする。

地方自治團

三二六一三九人

行政機関の名分

定員

備

考

本府	三二六〇人	
統計委員会	三二六〇人	
公正取引委員会	三二六〇人	
全國選舉管理委員会	三二六〇人	
國家公債審査委員会	三二六〇人	
國家地方検査委員会	三二六〇人	
國家消防委員会	三二六〇人	
外國通商審査委員会	三二六〇人	
水産検査委員会	三二六〇人	
官内廳	三二六〇人	
郵便監理課	三二六〇人	

三二六〇〇〇人は警察官とする。

國家行政組織法
正に改定する。

(別表第一第一十七條の規定に従く) 中

卷

二

電氣通信室	本 電 波 廳	一九八二年八月八日
航空保安處	電 波 廳	一九八二年八月八日

培 儲 蘭
行政管理廳
地方自治廳

原省又は本部	委員会	廳	公園
統計委員会	官	内	廣
公正取引委員会	特別調達廳	賠償廳	
全國選舉管理委員會			
國家公安委員會			
公職資格訴願審査委員會			
外國為替管理委員會			
電波監理委員會	行政管理廳	地方自治廳	

電氣通信省
電波廳
航空保安廳

に

「電氣通信省」
「電波廳」
「航空保安廳」
「」を
「」に改める。

8 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「地方電波管理局の出張所」^{とあるの}を「地方電波管理局の出張所、電波監視局、電波測定所」に改める。

9 左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳のうちには、電波監理委員会委員長を、各省各廳のうちには電波監理委員会をも含むものとする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

國有財產法（昭和二十三年法律第七十三号）

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）
予算、決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

予算、決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）

10

國有財產法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）
國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二條
の規定にかかるが、電波監理委員会の職員は、電氣通信省共済
組合に属するものとする。

11
電波監理委員会の職員及びその家族は、電氣通信省設置法
~~和二十四年法律第二百四十五号~~ 第四十七條に規定する電氣通信
省の職員及びその家族みなす。

111

本法案中内閣及公内閣總理大臣の権限等に関する
規定事項

- 一、總理府の外局として電波監理委員会を置く。(二条)
前案と同じ
- 一、委員会は委員長一人及び委員六人をもつて組織し、(五条)
同右
- 委員長は國務大臣を充てる。
- 一、委員は両議院の同意を得て總理大臣の任命する。
(開会では解散のため國会の同意を得られないときは、任
命後最初の國会にあつて同意を求める。) (七条)
- 一、委員は、任命後、内閣總理大臣の面前にあつて、
服務の宣誓をした後でなければ、職務を行つて
はならない。
- 一、委員は両議院の同意が得られた場合は、退
職する。
- 一、内閣總理大臣は、委員が第七條第三項の旨号

(七条)
(八条)

同右

前案と同じ

前案のときは最高裁判所長官の
面前にあつて

同右

前案と同じ

總理廳

めくれず

裏面白紙

の上に該當した時は、罷免する。

(十二条)

一委員会^{員会の事務}が、うち四人以上の者が同一政党に属すこととなつた場合は三人を超える員数十委員長を除く委員会令^{中央人事委員会本部委員会}は、本部委員会より本部委員会の委員は、総理大臣が両議院の同意を得て罷免する。又自身は故障のあ

る委員、非行のみなら委員は、総理大臣が両議院の同意を得て罷免する。

(十三条)

一委員会は、会議を開き、議決したと主張せし日を総理大臣に報告する。しかし、総理大臣が必要がないと認めた事項につき、議決した場合は、この限りでない。

又、無線局の設置[状況]

放送番組の状況、改善方策、日本放送協会の業

前案におそは
委員のうち四人が同一政
党に属する場合は三人を
超える員数、及び委員
長が委員會より四人以
上の同一政党に属する場合
は二人を越える員数を罷
免することとなつていた。

別案では
重要決定事項を
報告しておつていた。
又、国会への報告事項
は、總理大臣に報告して
決定事項とあつたのを
上記の如く報告事項と
明定した。

めくれず

裏面白紙

務、状況、振興方策、無線設備の改善方策、電波利用
の業務技術發達等を総理大臣を経由して(附則二)國会に
報告する。

(十八条)

一、内閣は、内閣総理大臣の請求があつた場合、委員会
の議決を審議し、意見を附し、委員会に再議を命
する。委員会は再議の場合内閣の意見を尊重
しなければならない。以上の事をせぬ場合、総理大臣
は、議決を変更することができる。
(十九条)

(附則二)

同右

前案と同様

総理廳

